

【口腔管理連携加算に係る掲示】

当院では、入院中に治療が必要な口腔状態に係る課題(口腔衛生状態の不良や咬合不良等)を認めた場合は、必要に応じて連携歯科医療機関へ歯科訪問診療を依頼する体制を整備しています。

連携歯科医療機関として定められている医療機関の名称は以下のとおりです。

- ・おりた歯科クリニック**

病院長